特名随意契約の理由書

１　案件番号　　　Ｒ７宝窓委－２９

２　案件名　　　　令和７年度　住民記録システム標準化に係る出入国在留管理庁端末
　　　　　　　　　　　　連携構築業務委託

３　案件場所　　　宝塚市東洋町　外　地内及びガバメントクラウド内並びに契約事業者の
　　　　　　　　　指定する事業所地内

４　契約期間　　　契約の日から令和８年（2026 年）３月３１日まで

５　契約相手方
　　　社名：　日本電気株式会社

６　指定理由
（根拠）
　　　地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第２号該当
　　　宝塚市契約規則　　　第２０条第１項ただし書該当

　　　（指定理由）
　　　　本契約については、本市において稼働中の住民記録システムの標準化を機に市町村通知・出入国在留管理通知をオンライン連携に切り替え、再構築するものである。
　　　　住民記録（宛名）・印鑑登録・国民年金等の標準化については令和６年９月１７日付で上記相手方と契約を締結しており、再構築に当たっては住民記録システムの運用と密接不可分であり、影響を最小限にとどめながら、正確かつ円滑な全体としての業務標準化を達成することが必要不可欠である。そのため、契約相手方として上記事業者を指定するものである。

７　問合わせ先
　　　課名：窓口サービス課

特名随意契約の理由書

１　案件番号　　　Ｒ７宝窓委-３０

２　案件名　　　　令和７年度税制改正に伴う国民年金システム改修業務委託

３　案件場所　　　宝塚市東洋町　外　地内

４　契約期間　　　契約日　から　令和８年（2026 年）３月３１日

５　契約相手方
　　　社名：　日本電気株式会社

６　指定理由
（根拠）
　　地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第＿２＿号該当

　　宝塚市契約規則　　第２０条第１項＿ただし書＿該当

　　（指定理由）　本業務は既に導入済みの国民年金システムに対する改修であり、本業務は同システムの著作権を保有する日本電気株式会社以外では対応できないため、上記相手方を指名するものです。

７　問合わせ先
　　課名：　窓口サービス課

特名随意契約の理由書

１　案件番号　　　福シ賃１

２　案件名　　　　福祉医療等業務システムの賃貸借及び保守に関する契約（再リース）

３　案件場所　　　宝塚市東洋町　地内

４　賃貸借期間　　令和８年（２０２６年）１月１日　から
令和８年（２０２６年）３月３１日まで

５　契約相手方
社名：株式会社 JECC

６　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第＿２＿号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項＿ただし書＿該当

（指定理由）
福祉医療等業務システムの賃貸借及び保守に関する契約は、令和７年１２月３１日で７年間の賃借切れとなり、現行のシステムを再リースにより継続して使用しようとするものである。当該システムは宝塚市独自のカスタマイズをされており、継続使用することで業務を効率的・確実に実施できる。再リースによりこれまでの金額と比して安価な価格での再リースが可能となる。

また、現在情報連携元の他システムが標準化移行しており、それに対する当該システムのカスタマイズも実施済みである。標準化移行業務が遅延しているシステムも多数ありベンダーのリソースも非常にひっ迫している状況下での新システムへの移行は現実的ではない。

以上の理由から、当該事業者と特名随意契約を締結します。

７　問合わせ先
課名：医療助成課　　　　　　　　内線：2492

特名随意契約の理由書

１　案件番号　　　健長賃Ｒ７－７

２　案件名　　　　健康管理システムサービス利用契約

３　案件場所　　　宝塚市小浜４丁目外　地内

４　期間　　　　　令和　８年（2026 年）　１月　１日から
　　　　　　　　　令和１２年（2030 年）１２月３１日まで

５　契約相手方
　　　　社名：　株式会社両備システムズ

６　指定理由
（根拠）
　　　地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第２号該当
　　　宝塚市契約規則　　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
　令和６年（2024 年）12 月 27 日に上記業者と「健康管理システム標準化対応業務委託」を締結し、令和８年１月１日に現行システムを標準準拠システムに移行予定である。当該業務委託契約においては、上記業者がガバメントクラウド上のシステム構築を行っている。
　本契約は、標準化後の健康管理システムをガバメントクラウド上にて安定的に稼働した状態で利用するとともに、万が一の障害や故障に対しても、迅速に正常時の状態に復旧させる必要があることから、ガバメントクラウド運用管理補助業務および利用・運用保守業務の契約を行うものである。
　上記業者は移行後の標準準拠システムの構築業者であり、他の事業者が利用・運用保守業務等を行うことは非常に困難であることから、特名随意契約の相手方として指名するものである。

７　問合わせ先
　　　課名：　健康推進課　　内線：2868

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　健推委－７５

2　案件名　　　自治体システム標準化対応 Web 予約システム改修業務委託

3　案件場所　　宝塚市小浜４丁目　地内

4　契約期間　　契約日　から　令和８年（2026 年）１月３０日

5　契約相手方

住所：岡山市南区豊成二丁目７番１６号

社名：株式会社両備システムズ

6　指定理由

（根拠）

地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第＿２＿号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項＿ただし書＿該当

（指定理由）

本業務は本市が使用する健康管理システムが令和８年１月に標準化対応するにあたり、同システムと連携させている集団健診 Web 予約システムについて、標準準拠システムとの連携が可能となるよう改修を行うものです。

よってシステムの開発元であり著作権を保有する上記相手方でないと対応ができないことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、特名随意契約を行います。

7　問合わせ先

課名：健康推進課　　内線：2868

特名随意契約の理由書

１　案件番号　　　子応委－１０

２　案件名　　　　物価高対応子育て応援手当システム構築業務委託

３　案件場所　　　宝塚市東洋町　地内

４　契約期間　　　契約日　から　令和８年（2026 年）　３月３１日

５　契約相手方

社名：　日本事務器株式会社

６　指定理由

（根拠）

地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第　２　号該当

宝塚市契約規則　　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）

令和７年（2025 年）１１月２１日に閣議決定された物価高対応子育て応援手当の支給事務を迅速に行うには、児童手当の受給者情報を活用したシステムが必要であるが、現在使用している児童手当管理システム（パッケージシステム）の著作権を有している納入業者である上記事業者以外では、今回のシステム構築に際し児童手当管理システムの情報を活用することができないため。

７．問合わせ先

課名：子育て応援課

特名随意契約の理由書

１　案件番号　　　子応委－１１

２　案件名　　　　物価高対応子育て応援手当コールセンター等運用業務委託

３　案件場所　　　宝塚市東洋町　地内

４　契約期間　　　契約日　から　令和８年（2026 年）　３月３１日

５　契約相手方
　　社名：パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社

６　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第<u>　２号及び５号　</u>該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項<u>　ただし書　</u>該当

（指定理由）
令和７年（2025 年）１１月２１日に閣議決定された物価高対応子育て応援手当の迅速な支給に必要な当該業務の委託について、全国一斉開始事業のため事業者の争奪戦の様相を呈していることから、一刻も早く事業者を確保する必要がある。

業務の実施に当たっては、情報を活用する児童手当の制度に関する業務経験等を有し、対象者への手当支給や問い合わせに円滑に対応できることが求められる。

上記事業者は、本市における令和３年度以降の特別給付金や他市における臨時給付金に係るコールセンター設置業務や給付金支給業務等の十分な受託実績があり、準備期間が限られる中で、本市が求めるレベルで対応が可能な唯一の事業者であるため、当該事業者を指定する。

７．問合わせ先
　　課名：子育て応援課

特名随意契約の理由書

１　物 件 名　　物価高対応子育て応援手当案内文等印刷封入封緘業務委託

２　納品場所　　宝塚市役所２階　子育て応援課

３　履行期間　　契約日～令和８年（2026年）２月２８日（土）

４　契約相手方　　社名：　塚田印刷株式会社

５　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第　５　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
当該業務は、物価高の影響を特に受ける子育て世帯に対して行う臨時特別的な給付に関する案内文等の印刷封入封緘業務である。当該給付は、国よりできる限り速やかに支給するよう求められているが、お知らせ文の到達後、期間内に受け取り拒否の申請がないことをもって受給者との給付金の贈与契約が成立し、支給が可能となるものであるため、迅速に契約を行う必要がある。
当該事業の受託について、対応可能な数社に打診したところ、最も早く成果物の納入が可能であったため、上記事業者と特名随意契約を締結する。

６　問合わせ先
課名：子育て応援課

特名随意契約の理由書

１　案件番号　　　ＣＲ－２３

２　案件名　　　　排ガス処理用空気圧縮機補修

３　案件場所　　　宝塚市小浜１丁目地内

４　契約期間　　　契約日　から　令和８年（2026 年）３月３１日

５　契約相手方
　　社名：　株式会社日立産機システム

６　指定理由
（根拠）
　　地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第　２　号該当

　　宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

　　（指定理由）
　　本案件に関しては設置場所の制約により、完成品を分解し搬入する必要があり、通常の製品保証が受けられなくなります。したがって、保証を担保するために、製造メーカーである上記の者と契約します。

７　問合わせ先
　　課名：　クリーンセンター管理課　　　　内線：8288

特名随意契約の理由書

１　案件番号　　　Ｔ３１－２

２　案件名　　　　宝塚観光ダム保守点検業務委託

３　案件場所　　　宝塚市栄町１丁目地内

４　契約期間　　　契約締結日　～
　　　　　　　　　令和８年（2026 年）３月３１日

５　契約相手方　　社名：佐藤鉄工株式会社

６　指定理由
（根拠）
　　　地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第　２　号該当

　　　宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
　本施設は、河川水位の調整を行うための自動堰であり、灌漑用の利水機能を持つ特殊な設備です。この設備は三菱重工株式会社が上部工を納入されましたが、現在、三菱重工系列の水門事業に関しては会社分割により、上記事業者に事業承継がなされています。
　保守点検にあたっては、上記事業者以外が実施した場合、部品劣化度の技術的な判定などの基準が実施業者によって異なるため、設備そのものの信頼性が損なわれる恐れがあります。
　加えて、当施設は機械内部のあらゆる箇所に特注品を使用していることから、緊急異常が発生した場合、責任所在についてのトラブルなども生じかねないため、上記事業者と随意契約を締結します。

７．問合わせ先
　　　課名：観光にぎわい課

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　教学使－３０２

2　案件名　　　宝塚市 AI ドリル使用契約

3　案件場所　　宝塚市小浜１丁目　地内　他

4　契約期間　　契約日　から　令和１０年（２０２８年）３月３１日　まで

5　契約相手方

社名：株式会社ベネッセコーポレーション

6　指定理由

（根拠）

地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第　２　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）

当該システムの調達については、令和７年（２０２５年）８月１日から１０月９日まで、公募型プロポーザル形式を実施し、「宝塚市 AI ドリル導入事業プロポーザル審査会」において審査を行いました。その結果、募集要項の内容を満たす充分な提案があり、株式会社ベネッセコーポレーションが優先交渉権者として認められました。交渉が整ったため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、特名随意契約を行うものです。

7　問合わせ先

課名：教育研究課　　　　　　内線：８２３０

特名随意契約の理由書

１　案件名　　　　市立スポーツセンター駐車場発券機及び入口表示灯更新

３　案件場所　　　宝塚市小浜１丁目地内

４　契約期間　　　締結日　～
　　　　　　　　　令和　８年（２０２６年）２月２７日

５　契約相手方
　　　住所：　大阪市西区立売堀１丁目６番１７号
　　　社名：　アマノ株式会社

６　指定理由
（根拠）
　　地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第２号該当

　　宝塚市契約規則　　第２０条第１項ただし書該当

（指定理由）
　市立スポーツセンター駐車場入口発券機は、製造中止から１０年以上経過し、部品供給もすでに終了していて、故障した場合復旧ができない可能性があり、動作不良も度々発生しております。また入口表示灯は、故障により機能停止しています。これらの機器と連動しております駐車場精算機は上記業者製で、それぞれの機器の互換性等を考慮すると上記業者以外では、契約の目的を達することはできません。
　つきましては、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定によりアマノ株式会社を随意契約の相手方とします。

７．問合わせ先
　　課名：スポーツ振興課　　　　　　　　内線：２２１５